

様式第 1 (第 3 条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	57
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 8 年 6 月 4 日

埼玉県知事 様

氏名又は名称 生活協同組合コープみらい  
 代表者名 代表理事 理事長 熊崎 伸  
 住 所 埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 5 番 5 号

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 (仮称) コープ 蕨北町店  
 所在地 埼玉県蕨市北町四丁目 3291 番地

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
生活協同組合コープみらい	代表理事 理事長 熊崎 伸	埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 5 番 5 号
テナント 1 (未定)	未定	未定
テナント 2 (未定)	未定	未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和 9 年 2 月 5 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,031 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.3 配置図の敷地内駐車場	10 台
別添図面No.4 各階平面図兼求積図の屋上駐車場	73 台
合 計	83 台

※別途、従業員用駐車場として 10 台確保

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.3 配置図の駐輪場	75 台
合 計	75 台

※必要駐輪台数は（店舗面積） $2,031 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2 \div 58$  台を満たしています。

※別途バイク置場 7 台設置

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
別添図面No.3 配置図の荷さばき施設	60 $\text{m}^2$
合 計	60 $\text{m}^2$

※1 日当たりの荷さばき車両台数は 20 台程度を計画

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
別添図面No.3 配置図の廃棄物保管施設	18.24 $\text{m}^3$
合 計	18.24 $\text{m}^3$

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売企業名	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープみらい	午前 9 時	午後 11 時
テナント 1（未定）	午前 9 時	午後 11 時
テナント 2（未定）	午前 9 時	午後 11 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	利用可能な時間帯
地上駐車場	午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分
屋上駐車場	午前 8 時 30 分～午後 10 時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
出入口2ヶ所	別添図面No.3 配置図の出入口①、出入口②

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	24時間

規則第4条の【添付書類】

1 法人にあつてはその登記事項証明書

登記簿謄本（別紙）のとおり

2 主として販売する物品の種類

生鮮食料品・一般食品・菓子・消耗品雑貨ほか

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

広域図	図面No.1	立面図	図面No.5
周辺図	図面No.2	方面別来店予測範囲図	図面No.6
配置図	図面No.3	車両経路図	図面No.7
平面図兼求積図	図面No.4	騒音発生源位置図	図面No.8

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

①駐車台数算出根拠

事項等		各項目算出のための計算式等
行政人口	77,740人	蕨市ホームページより 令和8年5月1日現在
地区の区分	その他地区	準工業地域
S：店舗面積	2.031千㎡	—
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	1,039人/千㎡	その他地区・人口40万人未満 店舗面積5,000㎡未満：1,100－30S
B：ピーク率	14.4 %	指針による
L：駅からの距離	1,100m	駅名：JR京浜東北線 蕨駅
C：自動車分担率	80 %	その他地区・人口10万人未満 ：80
D：平均乗車人員	2.0人/台	店舗面積10,000㎡未満：2.0
E：平均駐車時間係数	0.686	店舗面積10,000㎡未満：(30+5.5S) ÷ 60
F：日來店台数	844台/日	A×S×C÷D
G：ピーク1時間来店台数	122台	A×S×B×C÷D
必要駐車台数 (小数点以下四捨五入)	83台	A×S×B×C÷D×E

②駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場種類	平面駐車場・自走式
収容台数	敷地内駐車場 10 台（届出台数 10 台） 屋上駐車場 83 台（届出台数 73 台）
駐車料金徴収の有無	有（カメラ式）
入口ゲートの入庫処理時間	ゲート無し
契約形態	自己所有
駐車可能時間	午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分（一部午後 10 時まで）

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

①駐車場出入口における入庫処理能力

大規模小売店舗立地法において、一時的に相当数の来客車両が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないよう、必要に応じて敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保する必要があります。

よって、ここで公道に駐車待ち行列が発生しないか否かの検討を行いました。

入庫処理能力

入口箇所	入庫処理能力	ピーク1時間 来店台数予測値	左折入庫 の有無	右折入庫 の有無
出入口①	450台/時	122台※	有	無
出入口②	450台/時	122台※	有	無

※ピーク時間帯来店台数122台が1箇所に集中すると想定。

敷地内駐車待ちスペース

出入口 の場所	駐車待ち スペース の有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券 ブース の有無	必要駐車待ち スペース		スペース「無」 の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
出入口①	無	約15m	無	-25.48m	計算式は 下記※の とおり	計算式より、必 要駐車待ちスペ ースがマイナス になるため。
出入口②	無	約10m	無	-25.48m		

※「必要駐車待ちスペース」計算式

$$= (1 \text{分当たりの来店台数} \times 1.6 - 1 \text{分当たりの入庫台数}) \times (\text{平均車頭間隔}) \\ = ((122 \text{台/時} \div 60 \text{分}) \times 1.6 - (60 \text{秒} \div 8 \text{秒/台})) \times 6\text{m} = -25.48\text{m}$$

②左折入庫の徹底及び歩行者等の安全確保

各出入口付近に、道路や駐車場の混雑を避けるため交通整理員を配置します。また、折込チラシ・ホームページ等により誘導ルートを周知させることでスムーズな入庫・出庫の徹底に努めます。

交通への支障を回避するための方策等

交通整理員の配置

①配置場所：駐車場内、及び各出入口付近

②配置時間：オープン時・繁忙期等適宜配置。

③人 数：1名以上（オープン後状況を見て増減）

③敷地周辺の道路状況

	店舗南側道路 市道 16-06 号線	店舗東側道路 市道 23-19 号線	店舗北側道路 市道 24-12 号線
道路幅員	11m	7.8m	8m
車線数	2車線	1車線	1車線
歩道の有無・幅員	有(両側)各 2.0m	無	無
交通規制	—	一方通行	一方通行
信号交差点の数	無	無	無
横断歩道の有無	無	有	有
通学路の有無	無	無	無
バス路線の有無	有	無	無

④現状の平日、休日それぞれの交通量調査の結果

- A：調査年月日 ①令和7年4月20日（日）8：00～25：00 No.1～No.4 交差点  
 ②令和7年4月21日（月）8：00～25：00 No.1～No.4 交差点
- B：調査箇所 別添「交通報告書」P9 （車両経路図参照）
- C：調査方法 別添「交通報告書」P1 （調査の概要参照）
- D：調査結果 別添「交通報告書」P2～P5（交通量調査の結果参照）

⑤開店後の周辺道路の交通量予測

- A：予測方法 現況交通量に大店立地法指針より算出した新設店舗の発生交通量を加算し、交通量予測を行いました。
- B：予測の根拠 現況ピーク時間に入退場のピークが重なるとして、交差点需要率の予測を行いました。
- C：予測の結果 交通報告書P14～P16のとおり、開店後において予測交差点4ヶ所への影響は少ないと考えられます。また、入庫待ち行列が発生する可能性も少ないと思われれます。

⑥交差点需要率

交差点	交差点需要率					
	休日			平日		
	ピーク時間	現況	開店後	ピーク時間	現況	開店後
No.1 交差点	14時～15時	0.223	0.225	17時～18時	0.197	0.247
No.3 交差点	14時～15時	0.294	0.329	17時～18時	0.336	0.376
No.4 交差点	11時～12時	0.086	0.120	17時～18時	0.103	0.137

※No.2 交差点は、無信号交差点です。結果については、別添「交通報告書」P15～P16を参照。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

当計画店舗は、交通整理員を配置し、スムーズな交通誘導を実施します。

また、通常の駐車場に案内するための経路及び方法については以下のとおりです。

項目	具体的な内容
案内経路	別添図面No.7 車両経路図のとおり
案内表示の設定 (看板等)	出入口に駐車場位置を示す案内看板を設置します。 配布チラシ等に経路を掲載し、周知を行います。
チラシ等の配布	方法：オープン時、チラシを配布する際には経路を記載します。 内容：来・退店経路を記載します。
交通整理員の配置	オープン時及び繁忙時は駐車場出入口に適宜配置します。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

<荷さばき施設> (同時作業：2台)

荷さばき 時間帯	搬出入車両			廃棄物 収集車両	延べ 作業時間
	4t車未満	4t車	計		
0時～1時まで		—	—	—	—
1時～2時まで		—	—	—	—
2時～3時まで		—	—	—	—
3時～4時まで	1台		1台	—	15分
4時～5時まで	1台		1台	—	15分
5時～6時まで	1台	1台	2台	—	30分
6時～7時まで	1台	1台	2台	—	30分
7時～8時まで	1台	—	1台	—	15分
8時～9時まで	—	—	—	—	—
9時～10時まで	1台	1台	2台	1台	40分
10時～11時まで	—	1台	1台	1台	25分
11時～12時まで	—	1台	1台	—	15分
12時～13時まで	—	1台	1台	—	15分
13時～14時まで	1台	—	1台	1台	25分
14時～15時まで	—	—	—	—	—
15時～16時まで	—	—	—	—	—
16時～17時まで	—	—	—	—	—
17時～18時まで	—	—	—	1台	10分
18時～19時まで	—	1台	1台	—	15分
19時～20時まで	—	—	—	—	—
20時～21時まで	—	—	—	—	—
21時～22時まで	—	—	—	—	—
22時～23時まで	—	—	—	—	—
23時～24時まで	—	1台	1台	—	15分
合計	7台	8台	15台	4台	—

※荷さばき作業の平均時間は15分、廃棄物収集作業で10分としています。荷さばき車両が公道で待機することの無い計画としています。

荷さばき車両及び廃棄物収集車両の運転手に対し、入出庫時には左右確認等を徹底するなど、安全対策について指導を行います。

また、周辺住民より、苦情等あった場合には、誠意をもって対応します。

登校時間帯(7時30分～8時30分)を避ける計画とします。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

有 位置：図面No.8 騒音発生源位置図のとおり

高さ：11.5m（屋上高さ 10.0m＋壁高さ 1.5m）

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

別添図面No.8 騒音発生源位置図のとおり

設備名	設置位置	稼働時間帯
冷凍冷蔵室外機	RR1～RR11	24 時間
空調室外機	S1～S15、SR1～SR12	午前 8 時～午前 1 時
給湯器	HP1～HP5	24 時間
換気口	K1～K5、K17、K20～K22、K30、K32～K36	午前 8 時～午前 1 時
	K6～K16、K18～K19、K23～K29、K31	24 時間
脱臭装置、厨房排気、 外調機	KR1～KR7	午前 8 時～午後 10 時
キュービクル	QB	24 時間

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

別添「騒音報告書」のとおり

(1) 予測地点における等価騒音レベルは、各地点で以下のとおり。

(騒音報告書 P9 予測・評価の結果参照)

	昼間の値	昼間の環境基準	夜間の値	夜間の環境基準
A地点	46.3dB	60 準工業地域	36.3dB	50 準工業地域
B地点	49.2dB	60 準工業地域	41.5dB	50 準工業地域
C地点	43.8dB	60 準工業地域	34.7dB	50 準工業地域
D地点	43.3dB	55 第一種住居地域	34.8dB	45 第一種住居地域
E地点	43.7dB	55 第一種住居地域	37.3dB	45 第一種住居地域
F地点	49.3dB	55 第一種住居地域	39.3dB	45 第一種住居地域
G地点	43.9dB	55 第一種住居地域	36.2dB	45 第一種住居地域
H地点	41.5dB	55 第一種住居地域	36.9dB	45 第一種住居地域

全予測地点において、環境基準値以下になると予想される為、周辺的生活環境への影響は少ないと考えます。

(2) 騒音の予測と対策

ア. 発生する騒音への一般的対策の概要

項目	具体的な騒音対策
遮音壁の設置の有無	有（高さ：11.5m（屋上高さ 10.0m＋壁高さ 1.5m）
敷地の緑化計画	店舗敷地西側に緑地を配置します。
その他の騒音軽減策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器類の定期的なメンテナンスを行います。</li> <li>・極力低騒音型の機器を選定します。</li> </ul>

イ. 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき車両のアイドリング禁止を徹底します。</li> <li>・配送効率化を推進し、車両台数の削減を図ります。</li> <li>・作業時のドア開閉や荷おろし及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図ります。</li> <li>・荷さばき車両は低速走行を行います。</li> </ul>

ウ. BGM等の営業宣伝活動の有無

無（店外でのBGM等の使用はありません）

エ. 駐車場施設の構造と騒音対策の概要

駐車場の構造	収容台数	利用時間	運用面の騒音対策
平面自走式	83台	午前8時30分～午後11時30分 （一部午後10時まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上駐車場は10km走行の表示をします。</li> <li>・アイドリング禁止などの周知を行います。</li> <li>・夜間は屋上駐車場の利用を禁止します。</li> </ul>

オ. 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

回収場所の構造	回収時間	運用面の騒音対策
平面自走式	午前6時～午後10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉式の廃棄物保管施設を設置します。</li> <li>・早朝・夜間の回収収集作業は行いません。</li> <li>・作業員の騒音抑制意識の向上を図ります。</li> </ul>

1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

①夜間の騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

(直近の自敷地境界で規制基準値を超過した騒音源のみ記載)

(夜間の時間帯は、屋上駐車場の利用を閉鎖します。)

対象騒音源	基準距離においての各騒音源の騒音レベル (dB)	夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)		基準値	用途地域
		予測地点	予測結果		
来客車両走行音 A-1	75.8	(=A-1)	67.8	50	準工業地域
来客車両走行音 A-2	75.8	↓	50.9	50	準工業地域
来客車両走行音 A-4	75.8	↓	47.4	45	準工業地域
来客車両走行音 A-5	75.8	↓	47.4	45	準工業地域
来客車両走行音 A-6	75.8	↓	47.4	45	準工業地域
来客車両走行音 A-7	75.8	→	48.2	45	準工業地域
来客車両走行音 A-8	75.8	(=A-8)	67.8	45	準工業地域
荷さばき車両走行音 荷-1	83.2	(=荷1)	75.2	50	準工業地域

※1 各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。

※2 車両走行音の基準距離における騒音レベルはパワーレベルを示す。

※3 地上駐車場は昼夜ともに10km走行とし、夜間は屋上駐車場を閉鎖します。

※4 A4～A8の各予測地点は、保育園敷地から50m以内のため-5 dB

—評価—

夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベルについて、設備機器等の定常騒音は、自敷地境界ですべて規制基準値を下回ります。

また、変動騒音及び衝撃騒音（騒音報告書 P11 参照）は、一部の車両走行音及び荷さばき作業音が規制基準値を上回ります。

②直近の保全側敷地境界での夜間の騒音レベルの最大値の予測結果

(直近の自敷地境界で規制基準値を超過した騒音源のみ記載)

対象騒音源	基準距離においての各騒音源の騒音レベル (dB)	夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)		基準値	用途地域
		予測地点	予測結果		
来客車両走行音 A-1	75.8	←	48.7	50	準工業地域
来客車両走行音 A-2	75.8	←	48.7	50	準工業地域
来客車両走行音 A-4	75.8	↓	41.2	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-5	75.8	↓	41.2	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-6	75.8	↓	41.2	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-7	75.8	a7	43.2	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-8	75.8	(=G)	50.3	40 ※	第一種住居地域
荷さばき車両走行音 荷-1	83.2	(=C)	57.1	50	準工業地域

※1 各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。

※2 車両走行音の基準距離における騒音レベルはパワーレベルを示す。

※3 地上駐車場は昼夜ともに10km走行とし、夜間は屋上駐車場を閉鎖します。

※4 A4～A8の各予測地点は、保育園敷地から50m以内のため-5 dB

—評価—

自敷地で夜間規制基準値を上回った騒音源（車両走行音）を保全側敷地境界で予測しました。変動騒音（騒音報告書 P11 参照）は車両走行音が夜間規制基準値を上回ります。

③直近住宅外壁での夜間の騒音レベルの最大値の予測結果

(直近の保全側敷地境界で規制基準値を超過した騒音源のみ記載)

対象騒音源	基準距離においての各騒音源の騒音レベル (dB)	夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)		基準値	用途地域
		予測地点	予測結果		
来客車両走行音 A-4	75.8	a4'	40.4	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-5	75.8	a5'	40.0	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-6	75.8	a6'	40.0	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-7	75.8	a7'	41.4	40 ※	第一種住居地域
来客車両走行音 A-8	75.8	a8'	46.6	40 ※	第一種住居地域
荷さばき車両走行音 荷-1	83.2	荷1'	48.1	45	第一種住居地域

- ※1 各最大値の予測地点は、各騒音源と同じ高さとしています。
- ※2 車両走行音の基準距離における騒音レベルはパワーレベルを示す。
- ※3 地上駐車場は昼夜ともに10km走行とし、夜間は屋上駐車場を閉鎖します。
- ※4 A4～A8の各予測地点は、保育園敷地から50m以内のため-5 dB

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の予測結果で設備機器の音源は、自敷地境界ですべて規制基準値以下です。

変動騒音につきましては、荷さばき作業音は規制基準値以下ですが、車両走行音及び荷さばき走行音が保全区域・直近住居外壁で規制値を超えます。

(参考までに、規制値を超過した予測値について地区環境騒音を実測したところ、各予測値を下回る結果でした。)

車両走行音に対する対策として、屋上駐車場については22時以降の夜間利用を禁止し、地上駐車場には10km走行を促す看板を設置し、来客車両者への騒音の低減意識の啓蒙に努めます。搬入台数は必要最低限度とし、作業従事者には静穏作業に努めるよう周知徹底に努めます。

尚、店舗に面する東西南北四方の住宅・近隣住民に対して計画概要について事前説明を行っています。主に西側集合住宅に対しては要望に応じて個別説明会を実施し、スロープを通行する車両走行音への懸念を受けて敷地境界から約3m東側へ建物を離す対応をしています。

開店後においても、万が一、周辺から御意見があった場合及び店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

※予測結果については、騒音報告書 P11 参照。

④夜間の騒音レベルの最大値の合成値の予測結果

予測地点	規制基準値	予測結果
ア	50 (準工業地域)	39.5dB
イ	50 (準工業地域)	33.0dB
ウ	45 (準工業地域) ※	43.4dB
エ (=B)	50 (準工業地域)	40.8dB

※保育園敷地から50m以内のため-5dB

保全区域		
ウ' (=F)	40 (第一種住居地域) ※	39.2dB

※保育園敷地から50m以内のため-5dB

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果は、一部の予測地点で基準値を超えますが、保全区域では全て基準値を下回ります。

よって、周辺生活環境へ影響は軽微であると考えます。

尚、苦情等が発生した場合には誠意を持って対応します。

1.2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

廃棄物種別	店舗面積：S 2,031m <sup>2</sup>		一日当たり廃棄物 排出量：A (指針原単位×S)	平均保管 日数：B	見かけ 比重：C (t/m <sup>3</sup> )	予測排出量 A×B÷C
紙製 廃棄物	6,000m <sup>2</sup> 以下	2.031 千m <sup>2</sup>	0.422 t	1日	0.10	4.220 m <sup>3</sup>
	6,000m <sup>2</sup> 超	0.000 千m <sup>2</sup>	0.000 t			
			計 0.422 t			
金属製 廃棄物	6,000m <sup>2</sup> 以下	2.031 千m <sup>2</sup>	0.014 t	1日	0.10	0.140 m <sup>3</sup>
	6,000m <sup>2</sup> 超	0.000 千m <sup>2</sup>	0.000 t			
			計 0.014 t			
ガラス製 廃棄物	6,000m <sup>2</sup> 以下	2.031 千m <sup>2</sup>	0.012 t	1日	0.10	0.120 m <sup>3</sup>
	6,000m <sup>2</sup> 超	0.000 千m <sup>2</sup>	0.000 t			
			計 0.012 t			
プラスチック製 廃棄物	6,000m <sup>2</sup> 以下	2.031 千m <sup>2</sup>	0.041 t	1日	0.01	4.100 m <sup>3</sup>
	6,000m <sup>2</sup> 超	0.000 千m <sup>2</sup>	0.000 t			
			計 0.041 t			
生ごみ等	6,000m <sup>2</sup> 以下	2.031 千m <sup>2</sup>	0.343 t	1日	0.55	0.624 m <sup>3</sup>
	6,000m <sup>2</sup> 超	0.000 千m <sup>2</sup>	0.000 t			
			計 0.343 t			
その他 可燃性		2.031 千m <sup>2</sup>	0.110 t	1日	0.38	0.289 m <sup>3</sup>
合計						9.493 m <sup>3</sup>

※計画店舗の廃棄物保管施設容量は18.2m<sup>3</sup>であり、指針値の排出予測量を充分満たしているものと考えております。また、廃棄物の回収は原則毎日行います。

## 指針に基づく配慮事項

### 1. 必要な駐車場及び駐輪場の確保と適切な管理

#### (1) 周辺の交通状況に対する配慮

立地法指針から算出される必要駐車台数を満たす駐車場を確保し、周辺道路における駐車場への入場待ちを無くすよう配慮します。

#### (2) 駐車場に対する配慮

- ① 駐車場内には安全に配慮した停止線や「矢印」を路面等に標示します。
- ② 営業時間終了後は出入口をチェーン・バリカー等で施錠し閉鎖します。
- ③ 身障者用駐車マスを店舗出入口の近くに配置し、利用者が安全に入店できるよう動線を確認しています。

#### (3) 駐輪場に対する配慮

- ① 駐輪場を敷地内に 75 台分確保します。

S：店舗面積	2,031 m <sup>2</sup>
必要駐輪場台数算定式	$2,031 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2/\text{台} \approx 58 \text{ 台}$
必要駐輪台数	58 台

※立地法参考値（店舗面積 35 m<sup>2</sup>当たり 1 台）に基づき算出

- ② 従業員等が定期的に巡回し、駐輪場の整理・案内を行ないます。

#### (4) 交通整理員の配置

混雑が予想される場合は必要に応じて交通整理員を配置し、交通安全対策に努めます。

### 2. 歩行者の通行の利便の確保等

駐車場は出入口での歩車分離を図り、駐車場出口にとまれや停止線等を設置し、歩行者の利便性・安全性の確保に努めます。また、夜間は運転者から歩行者の有無を容易に確認できるよう駐車場内は十分な照度を確保します。

### 3. 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・ 廃棄物及びリサイクル等に関する各種法令等に基づき廃棄物の減量化及び発生の抑制、リサイクルの推進に努めます。
- ・ 食品リサイクル法・容器包装リサイクル法に基づき、処理します。

### 4. 防災・防犯計画への協力

- ・ 防災対策について、関係機関からの要請があれば、必要な協力を検討いたします
- ・ 防犯対策も含め、お客様への声かけを行います。
- ・ 子供のセーフティステーションとしての対応を行います。
- ・ 営業時間終了後は、駐車場をチェーン等で閉鎖し、管理します。
- ・ 開店後は、所轄警察署とよく連絡を取り、防犯対策についての助言・指示を仰ぎます。

5. 騒音問題に対応するための対応策

- ・地上駐車場には10km 走行を促す看板を設置、屋上駐車場は22時以降の夜間は閉鎖します。
- ・作業車両のアイドリング禁止の指導を徹底します。
- ・配送効率化を推進し、車両台数の削減を図ります。
- ・夜間、廃棄物収集作業は行いません。
- ・アイドリングストップ等の騒音発生抑制の看板を設置し来店客に啓蒙します。（アイドリングストップについては、「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて周知を行います。）
- ・荷おろし及び台車等の音の沈静化を指導徹底します。

6. 廃棄物等の保管について

- ・廃棄物保管施設は建物内に設置し、見やすいところに廃棄物の保管に関して必要な事項を表示し掲示を行い、扉の開閉についても開けっ放し状態にしないように従業員教育を徹底します。
- ・保管場所はこまめに清掃を行い、ねずみ、蚊、ハエ等の害虫が発生しないように努めます。
- ・生ごみは密閉し悪臭が出ないように配慮します。

7. 廃棄物等の運搬や処理について

- ・廃棄物及びリサイクル品等については、指定許可業者に委託し収集運搬作業を適正に行います。
- ・分別保管を行い、原則毎日の回収とします。

8. その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

- ・食品加工室等には排水対策としてグリストラップを設置し、定期的に点検・清掃を行い臭気の発生を抑制します。

9. 街並みづくり等への配慮等

- ・周辺環境に大きな影響を及ぼさないように色調・形状等に十分配慮した建物及び看板の計画を行います。
- ・駐車場の照明は、周辺の住環境に影響を及ぼさないよう、設置箇所、照明の向き、角度等に配慮し、駐車場閉鎖後は防犯に必要な最低限度の照明を除き速やかに消灯します。

## 【ガイドラインに基づく配慮事項】

### 1. 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力

- ・地域の祭りや各種行事への参加の要請があった場合は、個別に相談の上、できる限り協力を努めます。

### 2. 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など

- ・商店街、商工団体への加入及び商店街、商工団体が実施する共同事業への協力を前向きに検討します。

### 3. 地元事業者のテナント出店や販売商品への配慮など

- ・テナント等を検討する場合には、地元事業者の優先出店、及び地域産品の仕入れを前向きに検討します。

## 添付図面

図面No.1	広域図
図面No.2	周辺図
図面No.3	配置図
図面No.4	平面図兼求積図
図面No.5	立面図
図面No.6	方面別来店予測範囲図
図面No.7	車両経路図
図面No.8	騒音発生源位置図